

美保通信所中央監視装置保守点検役務

特 記 仕 様 書

情 報 本 部 美 保 通 信 所

1 役務件名：美保通信所中央監視装置保守点検役務

2 履行場所：情報本部美保通信所及び契約相手方指定場所

3 役務概要：中央監視装置の保守点検

4 一般仕様

(1) 本役務は、国土交通省大臣官房庁営繕部「建築保全業務積算要領」によるほか、図面及び特記仕様書により、監督官と調整の上、実施するものとする。

(2) 請負者は、役務関係者以外に図面等を貸し出し、複製及び閲覧させてはならない。また、役務終了後は、図面等を返却するものとする。

(3) 図面及び特記仕様書に明記なき事項といえども、技術上又は取り合わせ上当然実施すべき事項は、監督官と協議の上、請負者の負担において実施するものとする。

(4) 請負者の過失により、既設建物等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

(5) 本役務における資材等は、全て請負者の負担とするものとする。また、資材等の使用にあたっては、強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境負荷低減を考慮するものとする。

(6) 役務に必要な書類は、監督官の指示した期日までに提出するものとする。

(7) 請負者は、通信所内で役務を行う場合、通信所等への立入り及び通信所内での行動（出入門手続き・火気の取扱い）は当該通信所の規則に従い、指定した場所以外に許可なく立入りしてはならない。また、役務現場においては、常に諸材料等の整理整頓を行い、事故防止に十分注意するものとし、必要に応じて標識、表示等により、安全対策を講じるものとする。

(8) 役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するものとする。なお、役務関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類の他、現場代理人等通知等の本支店等で作成する本役務に関する書類の一切を含むものとする。

(9) 通信所側に提出する電子記憶媒体については、最新のウイルス対策ソフトで検索し、ウイルスがないことを確認した上、提出するものとする。

(10) 役務写真は、各工程毎及び監督官の指示する現場を撮影し、カラーで製本して、1部提出するものとする。

5 役務仕様

点検項目

No	点検対象	点検項目	点検内容	備考
1	中央監視装置	サーバー(ADX) 監視端末(PC)	1 各部清掃点検 2 各接続点検 3 電源装置点検 4 スイッチ・ランプ 点検 5 機能点検 6 定期交換部品点検	
2	端末機	ネットワークオートメーションエンジン (NAE)	1 各部清掃点検 2 各接続点検	
	1 RS-1	ネットワークコントロールエンジン (NCE)	3 電源装置点検	
	2 RS-1		4 スイッチ・ランプ 点検	
	2 RS-2		5 機能点検	
	3 RS-1	無停電電源装置 (UPS)	6 定期交換部品点検	
	4 RS-1			
	5 RS-1	光スイッチングHUB (HUB)		
	6 RS-1			
	7 RS-1			
	8 RS-1	入出力モジュール(IOM)		
	9 RS-1			

6 作業における注意事項

(1) 請負者は、この役務の施工にあたり、主任技術者を定めるものとする。また、主任技術者は、十分な知識と経験を有するものとする。

(2) 現場代理人又は主任技術者は、役務前に工程表を監督官に提出し、施工方法等について、承諾を受けるものとする。また、当該役務に係わる設備の概要及び状態等を十分に把握するものとする。

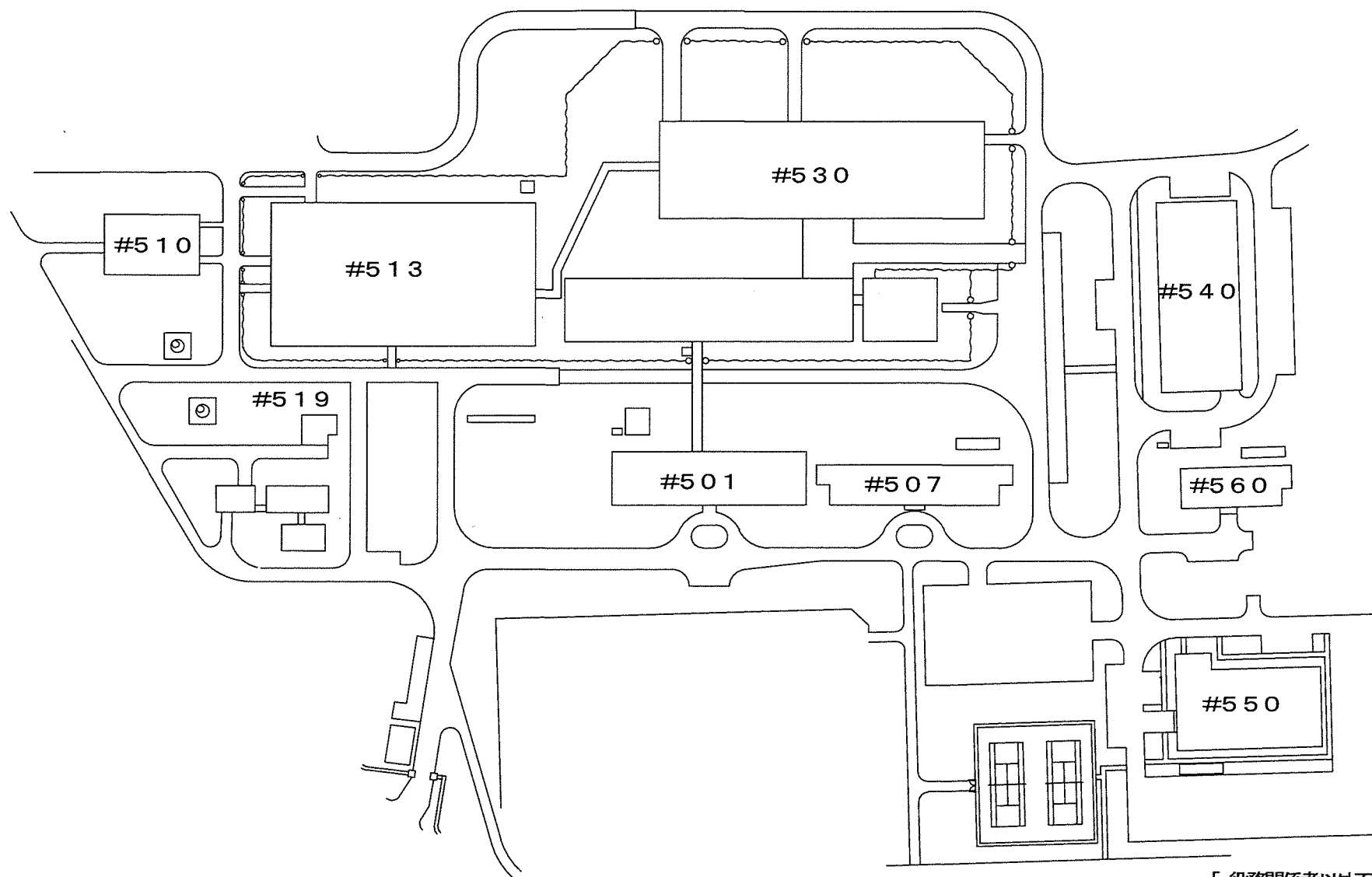
(3) 役務に必要な器材及び消耗品等は、請負者の負担とするものとする。

(4) 役務後の清掃は確実に行うものとする。

7 報告

保守点検終了後における点検結果報告書（点検結果総括表及び点検者一覧表）を2部（正×1、副×1）作成し、提出するものとする。

以 上



「役務関係者以外不許複製」

設置場所	装置名	設置場所	装置名	設置場所	装置名
#510	中央監視装置	#501	3RS-1	#560	7RS-1
	1RS-1	#507	4RS-1	#550	8RS-1
#513	2RS-1	#519	5RS-1	#530	9RS-1
	2RS-2	#540	6RS-1		

情報本部美保通信所		
役務件名 美保通信所中央監視装置保守点検役務		
日付	図面番号	